

## 徳島県選挙管理委員会告示第四十四号

徳島県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

**第一条** この告示は、徳島県選挙管理委員会が行った告示の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正等を行う告示)

**第二条** 次条及び第四条の規定は、次に掲げる告示(以下「対象告示」という。)について適用する。

- 一 徳島県公職選挙運動等管理規程(昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号)
- 二 徳島県公職選挙事務処理規程(昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号)
- 三 徳島県選挙管理委員会規程(昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号)
- 四 政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程(昭和五十年徳島県選挙管理委員会告示第五十三号)
- 五 徳島県情報公開条例の施行に関する規程(平成元年徳島県選挙管理委員会告示第六十三号)
- 六 政党助成法の規定に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程(平成七年徳島県選挙管理委員会告示第十八号)
- 七 徳島県選挙管理委員会事務局の公務員倫理に関する規程(平成十六年徳島県選挙管理委員会告示第四十四号)
- 八 平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号(不在者投票を行うことができる施設を指定した件)
- 九 衆議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日に関する規程(平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第六十八号)
- 十 政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成二十二年徳島県選挙管理委員会告示第九十三号)
- 十一 平成二十三年徳島県選挙管理委員会告示第九十一号(徳島県知事選挙において日本放送協会及び基幹放送事業者のうち手話通訳を付して政見を録画するものとされる放送事業者を定める件)
- 十二 平成二十六年徳島県選挙管理委員会告示第八十九号(衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件)
- 十三 令和七年徳島県選挙管理委員会告示第六十七号(徳島県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件)

(形式の改正)

**第三条** 対象告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 対象告示における右方はこの告示による改正後の告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、対象告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、対象告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに次に掲げる規定及び様式については、適用しない。

- 一 徳島県公職選挙運動等管理規程第五号様式、第六号様式、第六号様式の三、第六号様式の五、第七号様式、第十号様式、第二十一号様式、第二十三号様式から第二十五号様式まで、第二十九号様式、第二十九号様式の三から第二十九号様式の八まで、第三十五号様式の二、第三十九号様式及び第四十号様式
- 二 徳島県公職選挙事務処理規程別記第九号様式、別記第十五号様式、別記第三十一号様式、別記第三十二号様式、別記第三十七号様式、別記第三十八号様式、別記第四十号様式、別記第四十九号様式、別記第五十六号様式及び別記第五十九号様式
- 三 徳島県選挙管理委員会規程第十八条

（用字及び用語の整理）

**第四条** 対象告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項に定めるもののほか、対象告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

さき	先に
ちよう付	貼付
はらなければ	貼らなければ
はる	貼る
なかに	中に
明りよう	明瞭
添附	添付
附加	付加
附与	付与
取り消し（名詞であるものに限る。）	取消

ご参会	御参会
附記	付記

3 前二項の規定は、前条第二項各号に掲げる規定及び様式については、適用しない。  
(委任)

**第五条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、徳島県選挙管理委員会委員長が別に定める。

**附 則**

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和八年三月三十一日から施行する。
- 2 徳島県選挙管理委員会規程第十六条第一項の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日に徳島県報に掲載する徳島県選挙管理委員会の告示については、左横書きの形式により行うことがある。
- 3 改正後告示の様式に相当する対象告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。